

## 新潟医療福祉学会 研究倫理指針

- 1 本指針は、新潟医療福祉学会（以下、「本学会」という）の研究活動に関する順守事項を定め、本学会が社会的責任と社会的貢献を果たすことを目的とするものである。
- 2 本指針は、本学会の研究活動に関する基本的な倫理面での考えを示すものであり、研究活動の倫理委員会や動物実験委員会への申請、学会誌への投稿規定の順守など、別に定められている研究活動上の各種の規定を前提とし、かつ、尊重するものである。
- 3 本学会は、以下の諸点を順守しなければならない。
  - 1) 各種学会誌への二重（多重）投稿は行ってはならない。
  - 2) 研究活動において参照した先行研究については、引用したことを明記し、自説と他説を明確に区分しなければならない。
  - 3) 研究活動においては、差別的表現や社会的に不適切な用語を用いてはならない。
  - 4) 各種学会誌への投稿論文等においては、他の研究者の人格を否定するような批判を行ってはならない。
  - 5) 本学会の研究の過程においては、研究の手続きが詳細に示されなければならない。
  - 6) 共同研究の成果の発表にあたっては、各研究者が研究過程と成果への貢献に応じた取り扱いを受ける必要がある。
  - 7) 研究活動の過程においては、いかなるハラスメントも許されない。
  - 8) 本学会の学会誌への投稿においては、投稿規定を順守しなければならない。
- 4 新潟医療福祉学会誌の査読体制について
  - 1) 査読においては、著者と査読者の双方の匿名性が確保されなければならない。
  - 2) 査読者は投稿論文について公正・客観的に評価を行い、指摘する内容は明確でなければならない。
  - 3) 査読者と投稿者は、お互いの人格を傷つける批評を行ってはならない。
  - 4) 著者らの内、責任著者のみが新潟医療福祉学会事務局を経由して編集委員会と連絡を取ることができる。
  - 5) 投稿論文の著者らは、その論文の編集担当者および査読者にはなれない。
  - 6) 論文の採否および査読過程については一切の権限は編集委員会に有する。

### 附則

1. この指針は、平成28年4月1日より施行する。